

新国立劇場電話交換業務仕様書

1. 履行場所 東京都渋谷区本町1-1-1 新国立劇場電話交換室

2. 期 間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3. 目 的

新国立劇場に設置されている電話交換機（局線9/32回線、内線626/714回線、INS1500 2/2回線、中継台（卓上型）2座席）及び付属設備を取扱い、適切かつ円滑に電話交換業務を行うものとする。

4. 業務内容

- (1) 着信通話の受付、案内、内線への接続
- (2) 内線より市外及び国際通話への取扱い
- (3) 伝言の受付・伝達
- (4) 公演案内・交通案内等
- (5) その他交換業務に関する諸用務

5. 勤 務

- (1) 業務の実施に当たっては、あらかじめ毎月の「勤務予定表」を作成し、財団担当者（総務部施設課）に提出し承認を得ること。
- (2) 業務は、原則として年末年始の12月29日から1月3日までと新国立劇場全館休館日を除く毎日とし、土曜日・日曜日・祝日等に関係なく行う。
- (3) 業務時間（電話交換取扱い時間）は、原則として別紙「電話交換業務勤務体制表」に基づき9時30分から19時00分までとし、時間外は防災センターに常駐する警備員に業務を引き継ぐものとする。
- (4) 稼働座席は通常1座席とする。

6. 服 務

- (1) 労務管理、労務災害等のすべてについて一切の責任を持ち、服務規律、衛生等を厳正にすること。

- (2) 常に職員に準ずる自覚のもとに勤務し、親切丁寧かつ機敏な言語動作をもってあたり、相手方に不信又は不快感を与えぬように注意すること。
- (3) 業務上知り得た委託者及び関係者の秘密に属する事項は、契約終了後も漏らしてはならない。
- (4) 新国立劇場の行う公演その他の業務の理解に努め、各事情に適切な対応をすること。
- (5) 業務終了後、受託者は、交換日報を作成・押印の上、財団担当者（総務部施設課）に提出するものとする。
- (6) 事故等業務の履行に差し支える事態が予想、又は発生した場合は、遅滞なく財団担当者（総務部施設課）の指示に従うこととし、事故等の処理後、速やかに報告書を財団担当者に提出するものとする。

7. 貸与施設等

電話交換室、設備一式、椅子・ロッカー等の備品、光熱水料、その他担当職員が交換業務に必要と認めた物品。

8. その他

- (1) 交換手は、実務経験者とし、取次ぎ・伝言等の英会話に対応できるものとする。また、責任感を有し、品位及び信用を損なうおそれのないものとする。
- (2) 受託者は、交換手の社員証及び履歴書を提出し、委託者の承認を得るものとする。
- (3) 委託者は、交換手が就業上不適格と判断した場合、受託者と協議の上、交替させることができる。原則として、業務従事者については同一人を契約終了まで従事させるものとする。
- (4) 業務の実施に当たり、この仕様書に定めのない事項あるいは検討すべき事項が生じた場合は、双方協議するものとする。
- (5) 外国語による外線電話の対応については、英語の場合、内容をよく確認した上で担当部課に取次ぐ。英語以外の場合は、英語で対応の上、内容が不明なものについては、先方に総務部総務課へのFAX送信又は郵送を要請する。

以 上

電話交換業務勤務体制表

1ポスト・常駐1名(2名交替制)
 座席での勤務時間 : 9:30~19:00

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
交換手A		—————					-----	—————		-----		
交換手B				-----	—————		-----	—————		—————		

着座勤務 **—————**

補助 ----- 基本的には座席に着いているが、食事・トイレ・休憩等の場合、席を離れることがある。

請 負 契 約 書 (案)

件 名 新国立劇場電話交換業務
請負代金額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也 (うち消費税〇〇〇, 〇〇〇円)
場 所 東京都渋谷区本町1-1-1

上記の消費税額は、消費税法及び地方税法の規定に基づき算出したもので、請負代金額に108分の8を乗じて得た金額である。

発注者 公益財団法人新国立劇場運営財団 (以下「甲」という。) と請負者 〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) との間において、新国立劇場電話交換業務 (以下「業務」という) に関し、下記の条項のとおり契約を締結するものとする。

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づき業務を実施するものとする。
- 第2条 契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。
- 第3条 乙は、毎月業務完了報告書を新国立劇場総務部施設課に送付するものとする。
- 第4条 請負代金は、毎月払いとし、乙は、請負代金の請求書を、その月の業務終了後、新国立劇場総務部施設課に送付するものとする。
- 第5条 甲は、前条の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 第6条 契約保証金は免除する。
- 第7条 甲は、必要があるときは業務の実施状況に関して乙に報告を求めることができる。
- 第8条 乙が業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は、その損害を賠償するものとする。但し、その損害の発生が、乙の責に帰し難い理由による時は、この限りでない。
- 第9条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。
- 第10条 乙は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 第11条 乙が次の各号の一に該当するときは、甲は、この契約を解除することができる。
- (1) 乙がこの契約条項の一に違反したとき。
 - (2) 乙が仮差押、仮処分又は強制執行を受け、もしくは自ら破産、会社更生手続きの開始を申し立てたとき。

第12条 甲がこの契約条項の一に違反するときは、乙はこの契約を解除することができる。

第13条 甲は、乙又は乙の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む)が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

第14条 この契約について、甲・乙間に疑義が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書は2通を作成し、甲・乙記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年 月 日

東京都渋谷区本町1-1-1

(甲) 公益財団法人新国立劇場運営財団
理 事 長 尾 崎 元 規

(乙)